

まつやま人口減少対策推進会議 規約

(名称)

第1条 本会は、まつやま人口減少対策推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(推進会議の目的及び設置)

第2条 推進会議は、人口減少対策を民間団体主導で推進することにより、市民生活の安定及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として、松山市人口減少対策推進条例（平成28年松山市条例第11号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき設置する。

(推進会議の活動)

第3条 推進会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 条例及び松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事項、その実施状況その他必要な事項について、自ら調査・検証等を行い、市長に対して効果的な施策等に関する意見を述べること。
- (2) 人口減少対策推進のための取組の周知・啓発に関すること。
- (3) その他人口減少対策を推進していくに当たり必要な事項に関すること。

(推進会議の組織)

第4条 推進会議は、条例第2条第3号に規定する推進団体（以下「推進団体」という。）であって第2条の目的に賛同するもののうち、別表に掲げるものを会員として組織する。

(推進会議の役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 座 長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 監 事 1名

2 座長は、会員の互選により定める。

3 副座長及び監事は、会員の中から座長が任命する。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 監事は、推進会議の財産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

8 座長は、第4項の任期の途中で副座長及び監事に欠員が生じたときは、これを補充することができる。

9 前項の規定により補充された副座長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の総会)

第6条 総会は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面（電子媒体によるものを含む）を提出して表決するか、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

4 座長は、必要に応じ、関係者を総会に出席させることができる。

5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進会議の解散)

第7条 推進会議を解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(運営幹事会の目的及び設置)

第8条 推進会議の活動を機動的に行うため、推進会議に運営幹事会を設ける。

(運営幹事会の活動)

第9条 運営幹事会は、次に掲げる事項の審議、決定、認定等を行う。

- (1) 事業計画及び決算に関すること。
- (2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。
- (3) 推進会議に入会しようとするものを承認すること。
- (4) 各種規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(運営幹事会の組織)

第10条 運営幹事会は、会員の中から、総会において選出された者を委員として組織する。

2 運営幹事会は、5名以上10名未満で組織する。

(運営幹事会の役員)

第11条 運営幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名

2 幹事長は、委員の互選により定める。

3 副幹事長は、委員の中から幹事長が任命する。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営幹事会の会議)

第12条 運営幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、その議長となる。

2 運営幹事会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 幹事長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営幹事会の報告)

第13条 幹事長は、運営幹事会における協議の経過及び結果について、座長に報告しなければならない。

2 座長は、必要があると認めるときは、幹事長に審議の経過について報告を求めることができる。

(専門部会の目的及び設置)

第14条 幹事長は、運営幹事会が必要とする事項について専門的な見地から調査、検証等を行うため、委員の4分の3以上の同意を得て専門部会を設けることができる。

(専門部会の活動)

第15条 専門部会は、運営幹事会から付託された事項について調査、検証等を行う。

(専門部会の組織)

第16条 専門部会は、会員のうち専門部会への入会を希望する旨を幹事長に通知した者及び第20条の規定により承認を受けた者を部会員として組織する。

(専門部会の役員)

第17条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、部会員の中から幹事長が任命する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第18条 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 専門部会の会議は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の報告)

第19条 部会長は、専門部会における協議の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、部会長に審議の経過の報告を求めることができる。

(専門部会への入会)

第20条 会員以外の推進団体であつて、専門部会に入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を幹事長に提出し、運営幹事会の審議を経て幹事長の承認を得なければならない。

(専門部会の退会)

第21条 部会員は、専門部会を退会しようとするときは、退会届(様式第2号)によりその旨を幹事長に届け出なければならない。ただし、会員については、専門部会を退会する旨を幹事長に通知するものとする。

2 部会員が死亡し、又は解散したときは、専門部会を退会したものとみなす。

(専門部会の解散)

第22条 専門部会は、第15条の活動を完了したときに解散するものとする。

(事務局)

第23条 推進会議、運営幹事会及び専門部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、松山市に置く。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、推進会議、運営幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が運営幹事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

まつやま人口減少対策推進会議会員名簿

分 野	推進団体名
産 業	えひめ中央農業協同組合
	松山市農業協同組合
	松山商工会議所
	北条商工会
	中島商工会
	愛媛経済同友会
	愛媛県中小企業家同友会
	一般社団法人 愛媛県法人会連合会
行 政	松山市
教 育	国立大学法人 愛媛大学
	学校法人 松山大学
	松山東雲女子大学
	聖カタリナ大学
金 融	株式会社 伊予銀行
	株式会社 愛媛銀行
	愛媛信用金庫
	株式会社 日本政策投資銀行 松山事務所
	株式会社 日本政策金融公庫 松山支店
労 働	松山地域労働者福祉協議会
報 道	株式会社 愛媛新聞社
市民活動	特定非営利活動法人 アクティブボランティア21
	特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ
その他	四国旅客鉄道 株式会社
	伊予鉄道 株式会社
	松山公共職業安定所
	愛媛県若年者就職支援センター
	松山市男女共同参画推進財団
	松山みらいクラブ連絡協議会

年 月 日

専門部会入会申込書

（宛先） 幹事長

申込者

所 在 地

名 称

代表者名

連 絡 先

まつやま人口減少対策推進会議及び専門部会の目的に賛同するので、まつやま人口減少対策推進会議規約第 2 0 条の規定により次のとおり申し込みます。

希望部会名	
推進団体届出日	年 月 日
申込者業種	
申込者事業概要	
担当者連絡先	(1) 担当者名 : (部署名 :) (2) 連 絡 先 :

年 月 日

専門部会退会届

（宛先）幹事長

届出者

所在地

名称

代表者名

連絡先

まつやま人口減少対策推進会議規約第21条の規定により、次のとおり専門部会の退会を届け
出ます。

専門部会名	
退会年月日	年 月 日
退会理由	